

介護保険制度について（その2）

前月号では、「介護保険料」について掲載いたしました。今回は、制度の内容や実際の利用についてお知らせをいたします。



©岡山県 2006

？ 「どうして介護保険ができたの？」

- 社会全体で介護を支えるために、平成12年4月に公的介護保険制度ができました。
- [予防が大事！病気と一緒に！]と[介護が必要でも、家で生活できるように]が現在の介護保険の基本的な考え方です。そのために様々なサービスを柔軟に行う地域密着型サービスが新しく始まっています。

？ 「どうすれば介護保険を利用できるの？」

- ①「物忘れが出てきたなあ」「おじいちゃん最近外に出なくなったなあ」「脳梗塞で入院したんだけど、家に帰るには介護が必要だけどどうしよう」など生活に何らかの支援が必要になったとき、介護保険が利用できます。申込みは、**役場保健福祉課**で行います。まずは連絡を取ってみてください。
- ②申請すると、**調査のため保健福祉課の職員がお宅を訪問して、「心身の状態」や「生活でどんなことに困っているか」**など本人や家族にうかがいます。その内容と主治医からの情報によって**介護の必要度（要介護度）が決まります。その要介護度によって1ヶ月に利用できる介護サービスの金額（量）が決まります。**
- ③申請から1ヶ月程度で、本人の**介護の必要度（要介護度）が本人に郵送にて通知**されます。
※急ぐ場合は先にサービスを利用することもできますので、ご相談ください。

？ 「どれくらい利用できるの？」

利用できる金額（1ヶ月あたり）	
要支援1	約 49,700円
要支援2	約 104,000円
要介護1	約 165,800円
要介護2	約 194,800円
要介護3	約 267,500円
要介護4	約 306,000円
要介護5	約 358,300円

※利用される人が支払うのは、このうち1割です。

要支援1・2ってどんな状態？

「閉じこもりがちになってきた」「家事が大変になってきた」など、日常生活で入浴やトイレの介助などの介護が必要でない方、「リハビリをして、1人で外出できるようになる」等のリハビリの効果が目に見える方。介護を必要とする生活にならないために、また生き生きとした生活を取り戻すために予防のサービスを利用できます。

要介護1～5ってどんな状態？

「1人で外出ができなくなった方」「物忘れが多くなった方」などから「食事介助や排泄の介助がいつも必要な方」「認知症が出てきて、外に出ると1人で帰れない方」など、多くの介護を必要とする人まで、日常生活でなんら介護や手伝いが必要になってきた方。家での生活を安心して続けられるように、また自立した生活を送れるようにサービスを利用できます。

？ これからの西粟倉村の介護保険はどうなっていくの？

現在、西粟倉村では、介護状態にならないために「介護予防事業」に積極的に取り組んでいます。「介護予防事業」とは、介護が必要になることを予防し、また、介護が必要になっても自立した生活を取り戻せるように支援することで、いつまでも健康で住みなれた地域で生活が可能になります。介護状態になれば、介護保険制度を十分に活用していただきますが、予防への取り組みを充実することが今後の西粟倉村の介護保険が健全に推移するために必要だと考えます。（介護予防事業については、気軽に保健福祉課へお問い合わせください。）